

天海訴訟を支援する会

ニュース 2020/7/29 No. 24

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222
幕張グリーンハイツ 109 障千連内
TEL・FAX 043-308-6621
<http://amagai65.iinaa.net/>

会費・カンパ 等 振込先
〒振替 00260-0-87731
「天海訴訟を支援する会」
通信欄に「会費」「カンパ」等一言を

＜次回：第22回口頭弁論＞

2020年 9月4日(金) 14:00 開廷

12:30～ きぼーる 前で街頭宣伝 裁判所まで行進
閉廷後、県弁護士会館で報告集会の予定
＜延期になっていた裁判が再開されます。傍聴をお願いいたします。＞

裁判所への要請署名にご協力を

1. 浅田訴訟の先例にならい、介護保険制度に申請しないことを事由とした障害福祉サービスを打ち切ることが承認しないで下さい。
2. 障害福祉サービスは障害者が日常生活を送るために必要最低限の支援を給付するものです。判決にあたって、この給付の削減がされた場合、障害者は最低限の生活を維持することが困難になるという実態を十分に踏まえてください。

千葉地方裁判所に対して上記の要請をするため、署名活動を開始しました。団体署

名として行います。皆さまが所属する団体に呼び掛けていただき、同封の用紙に署名をいただいでください。

9月30日までに、支援する会事務局までお寄せください。上に記載してある住所へ郵送でお願いします。

ネットを利用した個人署名も同時に行います。＜下記アドレスから＞

裁判所も社会の動向を見ています。多くの団体からの要請が力になります。



ネット署名用
QRコード

★署名用紙は天海訴訟を支援する会のHPからもダウンロードできます。
: <https://amagai65.iinaa.net/>
★ネット署名(個人)はこちらから
: <http://chnq.it/5nqCxNWx>



浅田訴訟の成果を後退させず、天海訴訟の完全勝利で社会保障改悪に対抗しよう

勝利を目指す決起集会開催

7月19日(日)午前10時～12時、千葉市中央コミュニティセンターで「天海訴訟に勝利して障害者のいのち・人権を守ろう!!」と「天海訴訟の勝利を目指す決起集会」を行いました。天海裁判も、来る9月4日(金)午後2時より、最終の口頭弁論が行われ、年内には結審ができるという状況になっています。岡山の浅田さんに続き、何としても勝利を勝ち取らなければなりません。

最初に、天海訴訟を支援する会代表 八田英之氏の開会挨拶をうけ、日本障害者センター 理事・事務局次長 山崎光弘氏を講師として、「天海訴訟の経過と直面する課題」について学習しました。天海訴訟にかかわる経過と問題点、私たちのすべきことは何か等、分かりやすく説明していただきました。

山崎さんは、天海訴訟の争点として ① 障害福祉サービス（自立支援給付）と介護保サービスは相当するのか、②勸奨につい



て、③障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）という3点について、詳しく説明していただきました。そして、勝利に向けたポイントとし

て、①浅田訴訟の成果を後退させないこと、②広島地裁での介護保険優先問題の悪しき先例を作らないこと、③天海訴訟の完全勝利は、重度障害者への重点を名目に中軽度障害者切りを進める社会保障改悪に対抗する象徴となる という3つのポイントが強調されました。

講演ののち、「天海訴訟勝利を目指して私たちは今何をすればいいのか」ということで、参加者の意見交換と意思統一を図り、「天海さんの障害福祉サービス打ち切った千葉市に対して公正な判決を求める要望」すなわち、「1. 浅田訴訟の先例にならない、介護保険制度に申請しないことを事由に障害福祉サービスを打ち切ることを承認しないで下さい。2. 障害福祉サービスは障害者が日常生活を送るために必要最低限の支援を給付するものです。この給付の削減がされた場合、障害者は最低限の生活を維持することが困難になります。こうした実態を踏まえて、公正な判決を下してください。」という裁判長への要望を、全国の皆さんに訴え、全国多くの皆さんに、署名、傍聴行動等へのご協力をお願いすることを確認しました。

最後に、原告 天海正克氏より、力強い決意表明がなされました。（こうけつ）

被告千葉市の反論は単なる口実にすぎない ＜原告の主張＞

被告千葉市の反論（被告準備書面(13)）に対する原告(天海さん側)の反論を紹介します。

原告準備書面15の要約

第1 法第7条の「受けることができるとき」について

1 健康保険法第55条について
被告は原告側の主張を誤解している。原告側の主張は「受けることができる場合」を「受給権を有している場合」と解することと問題なく整合している。

2 被告反論1について
介護保険給付と労災保険給付とで、「突発的に必要となる給付」「事前に必要性が予測できる給付」の双方が混在している点で違いはなく、被告反論1は前提を欠いている。また、「あらゆる併給調整規定を給付のない期間が発生しないように解釈すべき必然性はない。」という主張は、「受けることができる場合(とき)」を「受給権を有している場合」と解することと矛盾する。(むしろ、「受給権が及ばない給付」を併給調整の対象にするという誤りが、「給付のない期間」をもたらすのである。)

3 被告反論2について
法第7条は、併給調整の規定であり、「併給」が生じない場面で適用される余地はない。被告の解釈(法第7条には「二重給付の回避」のみならず「財源の適正配分」の意義がある。要介護申請を怠っている者に税金を財源とする自立支援給付を支給し続けることは「財源の適正配分」の意義に反する。)は、併給調整規定の射程を全く逸脱した空論であり、理解不能である。なお、「要介護認定の申請をしない者」は、何ら法律に反しておらず、「怠って」などと非難される謂れはない。

第2 「算定不能」との処分理由等について

1 要介護認定調査項目と障害支援区分認定調査項目の体系は類似している。

障害支援区分調査を介護認定調査に置き換えることは容易にできる。

加えて、原告への照会等も可能である。したがって、「算定」に「支障」はない。

2 平成26年9月3日の要介護認定申請により「算定不能」は解消された。しかし、本件処分を取り消し、8月1日から9月2日までの自立支援給付の上乗せ分を支給する措置は取られていない。このことから、「算定不能」が単なる口実であることが明らかである。

被告準備書面(13)の要約

第1 「受けることができるとき」について

1 健康保険法第55条の解釈
同条の「受けることができるとき」は、「保険給付の受給権(現に発生している権利のみならず将来において発生しうるべき場合を含む)を有している場合」と解されており、原告の主張する場合(労災保険給付申請後)に限られない。

2 保険給付の性質・給付範囲の違い・併給調整を行う意義

(1) 原告は、法7条についても、「免責」は想定されていないと主張する。

(2) 反論1
労災事故は、突発的に発生するので、事故当日に申請できない。したがって、申請前でも給付対象となる。

これに対して、介護サービスの必要性は、突発的に発生せず、事前に予測可能である。したがって、申請日以降を保険給付の対象とする。

あらゆる併給調整規定を給付のない期間が発生しないように解釈すべき必然性はない。

(3) 反論2

健康保険法第55条は単に二重給付回避の意義を有する。

これに対して、法第7条は、二重給付回避のみならず、財源の適正配分の意義を有している。要介護認定の申請を怠っている者に対して税金を財源とする自立支援給付を支給し続けることは、財源の適正配分という意義に反する。

第2 不足するサービスの量を算定できない理由について

1 介護保険は申請主義であり、申請なしに事務を行うことは不可能である。

2 不足するサービスの量の算定には、以下の事実上の支障が存在する。

(1) 障害支援区分の認定と要介護認定とでは調査項目に大きな違いがあるので、障害区分認定の調査結果を要介護認定に援用できない。

(2) 障害福祉サービスの上乗せ部分を確定するのみの目的で要介護認定調査を実施する手続は存在しない。



応援の
傍聴を！



ありがとうございます 多額の会費・カンパをお寄せいただきました

裁判費用、支援活動の経費に充てるため、ご協力をお願いしたところ、さっそく60人を超える方々から27万円をお寄せいただきました。

誠にありがとうございます。大切に活用いたします。

なお、会費は1口500円(年額)です。

メッセージ ありがとうございます。

振込用紙にメッセージを書いていただきました。ご紹介します。今後も、ご意見、メッセージ等お願いいたします。

◎コロナにも裁判にも負けず、頑張ってください。

◎長引いて困りますね。コロナが収まるまで延期は本当に大変。

◎会報に会費の額を記載してください。

◎ニュースを読んで応援しています。

◎お体に気を付けて頑張ってください。

◎応援しています。頑張ってください。

お体お気を付けになってね。

◎お便りありがとうございます。もう少し易しく書いて(図解を入れて)くれるとたすかります。応援しています。